

**令和7年10月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和7年10月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

# 令和7年10月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年10月20日（月） 午前9時30分～午前10時35分

開催場所 丸亀市役所 2階 203・204会議室

出席委員 43人

農業委員 15人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生  | 9. 牛田 均   | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美  | 10. 小松和貴子 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等   | 13. 竹田 久義 |           |

農地利用最適化推進委員 28人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典  | 16. 横山 隆一 | 23. 佐藤 久男 |
| 2. 西山 孝  | 9. 宮前 千代秋 | 17. 田中 正隆 | 24. 竹林 隆  |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 18. 宮武 俊博 | 25. 古竹 義弘 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 19. 喜來 聖則 | 26. 村山 雅美 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 20. 新居 勉  | 27. 徳永 善史 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 21. 山本 清秀 | 28. 竹林 俊一 |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勳 | 22. 深井 正隆 | 30. 三谷 孝治 |

欠席委員 3人

農業委員 1人

11. 竹内 章雄

農地利用最適化推進委員 2人

12. 大西 浩      29. 山本 敏一

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明      主 査 佐々木武志  
事務局次長 山田 健司      主 任 宮内 隆匡

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

## 議事日程

### 農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 農地利用意向調査について
- 3 その他

### 報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

### 土地に関する議題

- 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第55号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

- 報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

### その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和7年10月の農業委員会定例総会を開会いたします。まず、お手元にお配りしております資料の確認ですが、まず、総会の次第、続いて地域計画の変更についての資料、その次が、利用意向調査書についての資料一式になります。農業委員さんは、利用意向調査は行って頂きませんが、今回議題の説明資料を付けさせて頂いております。推進委員さんにつきましては、利用意向調査が当たっている方につきましては、その件数分の調査書一式を付けております。続いて耕作者不在農地に係る貸付申出書関係書類10月分。最後に、図書目録となっております。事前にお送りしております議案書等の資料もお出してください。推進委員の皆さまは、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席した件を青色の記録セットにご記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードでお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。朝夕、本当にめっきり涼しくなってきました。そろそろ、皆様方も稲刈りも終わった頃だと思いき、田舎の祭りも終わりに差し掛かっていると思います。最近の話題では、また、内閣が変わりますけど、お米が増産の様で御座います。今年は価格が高いようですが、来年どうなるか分かりませんが、見守っていきたく思います。今日、この総会の後に先月協議いたしました市長に対する改善意見書を提出いたしますので、議事についてはスムーズな進行を宜しくお願いいたします。本日の出席委員さんは、15名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、1番の大西委員さん、2番田中委員さんをお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 地域計画の変更について、議題2 農地利用意向調査について、議題3 その他です。以上、ご審議のよろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

丸亀市農林水産課の造田と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。お手元に、地域計画変更等理由書（総括表）、位置図、地域計画変更案の3部の資料がお手元にありますでしょうか。その内の地域計画変更等理由書（総括表）とそれに関連する位置図を見ながら説明させていただきたいと思ひます。今回、10月10日締切分の地域計画変更申出が提出されましたので、ご報告とともに、反対意見がなければ、地域計画の変更手続きを進めさせていただきたいのでよろしくお願ひいたします。いまから説明させていただく農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており、除外の同意は頂いております。それでは、変更申出等理由書（総括表）に沿って説明させていただきます。

【番号1～5の各案件説明】

今後のスケジュールですが、香川県農地機構にもご意見を伺ひまして、反対意見がなければ、意見書が揃ったところで、地域計画変更案の公告縦覧を2週間行ひます。意見がなければ、その後11月20日頃に地域計画の変更の公告を行ひ、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、12月5日締め農地転用の申請手続きを行ってもらふこととなります。ですので、地域計画変更後、転用事業者がスムーズに申請すれば、2か月後の12月19日の農業委員会定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上となります。何か質問はありますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何かご質問ありましたらお願ひします。何か御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものといたします。造田さん、ありがとうございました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題2 農地利用意向調査について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の山田と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、私のほうから利用意向調査についてご説明をさせていただきます。事前にお送りしております10月総会資料の利用意向調査の実施についてという資料をご覧ください。利用意向調査自体は基本的に推進委員さんの業務になりますが、この資料につきましても、先ほど局長が申しました通り、農業委員さんにもお送りさせて頂いておりますので一緒にお聞きいただけたらと思います。最初に利用意向調査とは、とありますが、農地パトロールで遊休農地と判定した農地の所有者等に今後の農地利用の計画についてお伺いするものです。

【手順等詳細説明】

説明は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ご質問ある方はどうぞ。

●農地利用最適化推進委員（西山 孝君）

今回、利用意向調査の対象者が10名程いるのですが、夏のパトロールの時も、その前の年も大体メンバー同じなんです。何回見ても、ここに書いているような適正に草刈りするとか、色々管理するとか、そのようなことは一切やっていませんので、こういった田んぼは、田ではなく雑種地とかに変更するなどしないと、我々は同じところ毎年毎年、確認するようではいかんと思うんで、出来たら税金を上げるとか、次年度からでもいいので何か方策を考えて頂けたらと思います。ほとんどの方が高齢化や県外に住んでいるという状況で、田んぼを売って分譲住宅が建っております。人口は増えないのに住宅が増えています。これも10年くらい前からたぶん市が困っていると思うんで、そこらを考えながらお願ひしたいと思います。

●会長（松永哲夫君）

今、西山さんお話しされた地目変更は、中々難しい面があるんですけど、現状が変わらないという事なので農業委員会だけでやれるかどうか分からないところがありますけど。それと、毎年、同じ

ところが遊休農地で変わりがないということですが、農業委員会としては、放棄地に近い農地に関し苦情があれば草刈りの指導をしているのですが、対応されないところがあるんですね。どうですか、局長。

●事務局長（大西良明君）

税金を上げるとかの対策については、各市町単体の農業委員会で対応できるような話ではないのかなど。また、事務局にも農地の雑草苦情が来る中で、毎年と同じ農地に関し苦情が来て、改善されてないではないかとお声を頂くことがあるんですけど、現時点では、所有者の方に粘り強くお願いするという権限しかありません。

●会長（松永哲夫君）

土地改良関係も同じだと思うんですけど、土地改良区の組合員さんからの賦課金が納付されているかどうかという問題もあります。現実、放棄しているような土地に関し、賦課金の徴収を掛けるんですけど中々納付してくれないところもあります。地元の理事さんが足を運んだり、或いは県外在住している人には郵送で連絡を取って何とか回収しておりますけど、現状は仰る通りです。それをどう回復するかということですが、本当は地元の人が借りてくれたらありがたい話ですけども、池のほうも同じでしょう。

●農地利用最適化推進委員（西山 孝君）

池の役員などが行っても、今言ったように、大体そういったところは、人がいない、高齢化、県外在住などで連絡がとれない人もいるし、ここはもう田んぼは出来ないというところもあります。そういったところに草刈りをしてくださいといっても、誰かしてくれる人がいればいいんですけど、中々それも難しい。また、人間の背丈ぐらいの草だったら草刈りをしてくれるところもありますけど、木が生えると絶対無理なので、今言ったように、香川県全体でこれをどうするか、国に言って法を変えるという方向でないと、ここでいくら税金を上げるといって無理なので、今後はそういうことで、県なり国に言って何らかの方策を考えないと、また、相続登記していないのが九州全体の面積ぐらいあるみたいなので、そういった事も考えて方策を考えないと、このままいくと住宅はどんどん増えて、遊休地も増えて市も困ると思うんで。

●会長（松永哲夫君）

今日ちょうど、この定例会の後、市長へ副会長と一緒に意見書を提出しに参ります。遊休農地のあ

り方についても申し上げるんですが、そういった意見があったという事も申し上げたいと思っております。実際、農業委員さん、推進委員さん、現場が大変だということを申し上げて、市のほうに要望したいと思います。

●会長（松永哲夫君）

他に何か御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

そしたら、他にご意見が無いようでしたら、農地利用意向調査につきましては異議のないものとしたしまして、調査件数が多い委員さんは大変でしょうがよろしく願いいたします。なお、安全には十分ご注意頂いて調査のほうを宜しく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

その他、議題御座いますか。

●事務局長（大西良明君）

その他はありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 番 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、前回の農家相談の結果についてご報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は 9 月 29 日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は 10 月 6 日 尾野副会長で、綾歌市民総合センター開催分は 10 月 10 日 松永委員で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行い、本庁開催分で 1 件、綾歌センター開催分で 1 件の相談がございました。本庁開催分の相談内容ですが、所有農地について一部を除き、現在、なんとか営農しているが後継者もなく、今後、高齢の為に出来なくなった時の為に、今後、農地の貸借又は売却について相談したいという内容でした。9 筆の内、3 筆は地元の農業法人に貸して、4 筆で果樹、野菜の自作をして、2 筆は管理のみといった状態

で、地元の農業法人さんには、その他の農地も借りてくれないか聞くと、進入路の関係で借りられないということで、また、農地以外の活用について地元の不動産屋さんに相談したが、あまり良い返事は頂けなかったということでした。回答としましては、まず、農地取得の要件が緩和されているので、転用は難しくても小規模農地でも需要があるかもしれないと、農地が欲しいという方もいらっしゃるかも分からないので、農地としての売買の可能性もゼロではないという事をお伝えしました。また、貸借につきましては、行政区域の境界の農地であって、お隣の多度津町の農業法人さんに借りてもらえるかを相談しては如何かという提案をいたしました。綾歌開催分の相談内容ですが、元々、亡き夫が耕作していましたが、ここ5年程は除草、耕起だけを行っているが、近隣に親戚がおらず

近隣の耕作者も規模縮小をしていると聞いているので借り手のあてもない。今は、子供が手伝ってくれているが転勤の可能性もあり、今後の管理に苦慮しているという内容でした。回答といたしましては、農用地貸付申出書をお渡しし、内容を説明し、提出を検討しては如何かと提案いたしました。筆数が多いので、用紙を持ち帰って頂き、記入するようお願いいたしました。なお、借り手につきましては、必ずしも見つかるとは限らないということをご理解頂き、補足といたしまして、農協の機械銀行の利用、又は作業委託についても一緒に説明をいたしました。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は10月27日月曜日 松永会長で、市役所本庁開催分は11月5日水曜日 内田委員で、綾歌市民総合センター開催分は11月10日月曜日 竹内副会長の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告事項ございませんか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 55 号 許可後の事業計画変更申請について、報告といたしまして、報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、以上ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の提案説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒にご確認をよろしく申し上げます。議案第 52 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 2 件です。

1 番 原田町・・・合計面積 743.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番 原田町・・・合計面積 368.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上 2 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域と

の調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、整理番号1番及び2番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

では、議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請2件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

2ページをお開きください。議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は4件です。

1番 中津町・・・合計面積 527.48 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 340.48 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この申請地では、昭和34年頃に納屋を、昭和55年頃に居宅を、平成22年頃に納屋を建築するなど宅地拡張してきましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番 郡家町・・・合計面積 629.00 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 554.00 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸店舗平屋建 1 棟と貸駐車場の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外の農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番 飯野町西分・・・合計面積 294.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、平成 17 年頃に納屋平屋建 2 棟を建築し、倉庫及び作業場として利用していましたが、当時、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、現在は、納屋の用途で利用されています。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番 綾歌町富熊・・・合計面積 766.26 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 499.26 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、申請地を宅地拡張し、カーポート 1 棟を建築していましたが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き、住宅用地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 4 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題は無いものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、それでは採決いたします。議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 4 番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永 哲夫 会長）

それでは、議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 4 件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

3 ページをお開きください。議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 18 件です。

1 番 柞原町・・・合計面積 931.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 4 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 柞原町・・・合計面積 564.40 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 55.40 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 3 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 川西町南・・・合計面積 2,417.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所平屋建 1 棟と倉庫 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地と区域外農地がありますが、区域内農地は令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。4 ページをお開きください。

4番 郡家町・・・合計面積 629.00 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 75.00 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸店舗平屋建 1 棟と貸駐車場の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番 郡家町・・・合計面積 170.91 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 122.91 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番 三条町・・・合計面積 7,433.24 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 5,367.24 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買により敷地拡張を行い、こども園の増築等建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。5 ページをお開きください。

7番 三条町・・・合計面積 3,639.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 13 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番 原田町・・・合計面積 1,636.30 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 1,191.30 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、屋外練習場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番 原田町・・・合計面積 535.40 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 403.40 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 60 年頃に駐車スペースとして宅地拡張し利用してきましたが、当時、申請地については、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、

無断転用の解消を図るとともに、所有権移転売買を行い、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。6ページをお開きください。

10番 飯野町東二・・・合計面積 4,636.81 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 104.81 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗平屋建1棟と駐車場の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地と区域外農地がありますが、区域内農地は令和7年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番 飯野町東二・・・合計面積 3,032.99 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 496.99 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸店舗1棟と貸グループホーム1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。7ページをお開きください。

12番 飯野町西分・・・合計面積 1,914.00 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 22.00 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地2階建6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13番 土器町西一丁目・・・合計面積 654.14 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 644.22 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14番 綾歌町岡田上・・・合計面積 2,533.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2階建10棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和6年6月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。8ページをお開きください。

15番 綾歌町岡田東・・・合計面積 985.06 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 447.06 m<sup>2</sup>)【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地平屋建 2 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16番 綾歌町富熊・・・合計面積 1,360.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、一部がすでに宅地化されていましたが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るとともに、所有権移転売買を行い、貸駐車場として整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地と区域外農地がありますが、区域内農地は令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。9 ページをお開きください。

17番 飯山町真時・・・合計面積 1,804.00 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 980.00 m<sup>2</sup>)【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

18番 飯山町真時・・・合計面積 1,132.17 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 15.17 m<sup>2</sup>)【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 2 階建 4 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 18 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第 54 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 18 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 18 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、進達することといたします。次に、議案第 55 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

10 ページをお開きください。議案第 55 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 8,899.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 4 年 12 月 5 日、分譲住宅の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により 2 年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、ご意見はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようでありますので、議案第 55 号 許可後の事業計画変更申請、整理番号 1 番の案件につきましても、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それで

は報告事項に入ります。報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第の規定による届出について、報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、11 ページをお開きください。報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてでございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 2 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 667.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 1 月 24 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 飯山町東坂元・・・合計面積 1,096.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、平成 17 年 9 月 10 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。12 ページをお開きください。

報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてでございます。報告は 1 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 957.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、以上で報告事項は終わります。以上で 10 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 35 分終了）